

カネミ油症「新認定訴訟」で正義ある判決を求める要請書

「カネミ油症新認定訴訟」控訴審裁判に関し、下記の通り要請します。

記

1968年に発生したカネミ油症事件は、カネミ倉庫(株)が製造した食用油にPCBやダイオキシン類が高濃度に混入したことによって起きた、人類が初めて体験した未曾有の食品公害事件です。

1987年に終了した旧訴訟の後に認定された被害者は、何ら被害補償を受けないまま長年にわたり放置されてきました。これらの被害者を救済するために、2008年5月「カネミ油症新認定訴訟」を福岡地方裁判所小倉支部に提起しましたが、本年3月21日、同支部は、原告55名全員の請求を棄却する判決を下しました。

判決は、カネミ倉庫(株)が汚染油を製造・販売した過失を認め、また、原告らが同汚染油を摂取した為にカネミ油症に罹患したと認めながら、「除斥期間により権利が消滅している」として原告全員の請求を棄却しました。

カネミ油症は、事件発生後「油症研究班」によって診断基準が作られ、これに基づいて認定が行われてきました。判決の考えは、除斥期間を避けるには油症に認定される前に訴訟の提起をしなければならず、被害者らに不可能を強いるものです。

何の落ち度もなく被害を受けた被害者ら(一般消費者)が加害企業から被害弁償を受けられないのは明らかに不公正であり、法的正義に反するものです。

つきましては、貴裁判所におかれては、

カネミ油症事件の経過と被害者の実態に基づき、審理を十分に行い、除斥の適用を退け、被害者救済の判決を下されるよう強く求めます。

氏名	住所

(取りまとめ団体) 〒171-0014 東京都豊島区池袋3-30-8 みらい館大明

カネミ油症被害者支援センター (携帯) 090-9321-8607

(第一次集約 2013年8月末日) (第二次集約 2013年12月末日)

カネミ油症事件について

カネミ油症事件は、1968年（昭和43年）、西日本地方一帯で発生した一大食品公害事件です。カネミ倉庫株式会社（北九州市）が製造・販売した「カネミライスオイル」（米ぬか油）は、当時「体に良い健康食品」として一般に流通しました。

しかし昭和43年、製造の過程で誤って猛毒物質のPCB・ダイオキシン類を混入したライスオイルが流通し、何も知らず購入して食した多くの「消費者」に世界で初めてのダイオキシン類を経口摂取したことによる「油症」事件が発生したのです。

事件発生から44年目の昨年、議員立法により「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が成立し、国とカネミ倉庫の支払いにより年間24万円の実質的な「療養手当」が支払われることになり、また、これまで家族で同じ食卓を囲みながら認定・未認定と分かれていた認定基準について診断基準を拡大することになりました（3月31日現在212名が新たに認定）。

新認定被害者ら（控訴人ら）の訴訟について

1970年（昭和45年）から被害者はカネミ倉庫を始め国、PCBを製造したカネカ等を被告として損害賠償請求訴訟（提訴被害者1854名）を起し激しい法廷闘争を繰り広げましたが、1987年に裁判は終結しました。しかし、裁判終結後に新たに認定された被害者も多数存在します。そこで、2008年5月、新認定者55名が福岡地方裁判所小倉支部において、カネミ倉庫(株)を被告として損害賠償請求の訴訟を提起しました。これは、被害者として認定されても、カネミ倉庫から支払われる22万円の見舞金と認定後の医療費の支払い以外には何ら救済措置がないからです。

訴訟では、亡 原田正純教授（熊本学園大学）が「油症の皮膚症状は改善されているが、全身症状は続発症というか色々な病気が併発している、個別で見ると特異症状ではないが、集団で見ると頻度が高い」など今も深刻な状態であることを証言していただき、本人尋問では、被害者らが口々に油症事件から40年を超える年数を経た今も様々な病や症状に苦しんでいることを証言しました。

本年3月21日、福岡地方裁判所小倉支部の判決では、原告らが主張してきた通り、被告カネミ倉庫の責任を全面的に認め、また、原告らの被告カネミ倉庫に対する損害賠償請求権を全面的に認めました。しかし、判決は、除斥期間によって原告55名全員の請求を退けました。

除斥期間についての、裁判所の判断の概要は次のとおりです。

① 民法724条後段の規定は、除斥期間を定めたもの、② カネミ油症は、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には該当せず、除斥期間の起算点は加害行為の時であり、遅くとも昭和44年12月31日、③ 損害賠償請求権は保存されているとは言えない、④ 本件について、除斥期間の適用が制限又は排除される理由はない、⑤ よって、原告らの損害賠償請求権は、昭和44年12月31日から20年を経過した平成元年12月31日が経過した時点において法律上当然に消滅した。

この判決が確定してしまえば、今後新たに認定される被害者、2世3世などの次世代被害者の請求権も認められないこととなります。

また、カネミ油症事件は、一般消費者が小売店で食用油を購入し、食したことにより発生した食品公害事件です。今後、私たちの社会に、第2・第3の「油症事件」が発生する可能性が「ない」とは言えません。

**このような判決を認めることは決して出来ません。
多くの皆様の御支援をお願い致します。**